

東京都杉並区／福島県北塩原村まるごと保養地協定

1. 東京都杉並区と福島県北塩原村は、杉並区民（在勤・在学者含む、以下同じ。）が北塩原村の豊かな自然や宿泊施設などの資源を体験や憩いの場として活用できるようにすることにより、杉並区民の生活に潤いを与え、また、北塩原村の地域活性化に資するため、「まるごと保養地協定」を締結する。
2. 杉並区民並びにその同行者は、本協定に賛同する北塩原村内の旅館・ホテル・民宿等の宿泊施設における宿泊料金並びに飲食店、みやげ物店等における飲食代、買い物代等を通常料金より割引いて利用できるものとする。
3. 北塩原村は、商工会、観光協会などと協力して、本協定の趣旨・内容を村民や村内の事業者等に周知するとともに、賛同する施設・店舗等（以下、賛同施設等という。）を増やすように努め、賛同施設等を杉並区に通知する。また、「まるごと保養地村民証」と賛同施設等であることが分かるステッカー、割引率等の利用条件を含めた賛同施設等一覧表を作成し、賛同施設等に交付する。賛同施設等は、見やすい位置にステッカーを張り出し、また、利用者の求めに応じて賛同施設等一覧表を交付する。
4. 杉並区は、杉並区民に、本協定と北塩原村の豊かな自然等の紹介に努めるとともに、北塩原村から通知を受けた賛同施設等の一覧を、杉並区公式ホームページから閲覧できるようにして、杉並区民の利用に便宜を図るものとする。
5. 本協定に基づいて北塩原村の賛同施設等を利用しようとする杉並区民は、賛同施設等一覧から宿泊施設を選び、本協定に基づく利用であることを知らせた上で事前に予約し、利用日に、杉並区民であることを証する運転免許証、健康保険証、杉並区民証、区内企業・学校等の発行する身分証等を宿泊施設に提示するものとする。
6. 前項により杉並区民である旨の書類の提示を受けた宿泊施設は、「まるごと保養地村民証」を利用者に交付する。以後、利用者は、北塩原村滞在中に限り、「まるごと保養地村民証」を提示することにより、賛同施設等の割引サービスを受けることができる。
7. 本協定に基づく賛同施設等の割引率は、次のとおりとする。
 - 宿泊施設 1割引以上とする。但し、連泊する場合は2割引以上とする。
 - 宿泊以外の観光施設 1割引以上とする。
 - 飲食店・みやげもの店・農産物直売所 5%引以上とする。
8. 上記のほか、自然体験、農家・ふるさと体験についても積極的に推進していくものとする。
9. 本協定の発効日は、平成16年12月1日とする。有効期間は発効の日から3年間とし、以後、6箇月の猶予期間を置いて事前に失効の申し出がない限り、年度を単位に自動的に継続する。

本協定の締結の証として、協定書2通を作成し、両自治体の長が署名のうえ、各1通を保有する。

平成16年11月1日

東京都杉並区長



福島県北塩原村長

